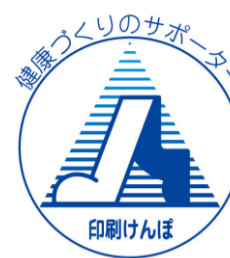


印刷けんぽ

ニュース No.211

全国印刷工業健康保険組合
東京都台東区東上野1-7-2
☎03-5834-3180
令和6年4月19日発行

<https://www.insatukenpo.or.jp>



● ● ● 知っ得!!健康情報 ● ● ●

参加費
無料

まずは 気軽に禁煙体験してみませんか？

令和6年度より、禁煙を始めるきっかけづくりを目的とした新たなサポート事業を実施します。

禁煙補助薬を使って、数日間のたばこのない生活を体験してみませんか。

専門家によるメールやチャットでの6カ月間のフォローもあります。

パソコンやスマートフォンから、お気軽にお申し込みください。費用は当組合が負担します。



選べる2つの禁煙補助薬 ※どちらも無料

① ノンスモ禁煙サポート

ニコチンガム 2週間分※
※2週間分(48個)が配送されます。



お申込みはこちら→

② パッチ de 禁煙サポート

ニコチンパッチ 1週間分※
※1週間分(7個)が配送されます。



お申込みはこちら→

お申込みの流れ

① お申込み

上記のQRコードからご希望のコースをどちらか1つを選んでお申込みください。

※併用はできません。

※パッチ de 禁煙サポートはお申込み後、翌月中旬に事前問診のメールが送付されますので、ご回答ください。

② 薬剤が届く

ニコチンガム、またはニコチンパッチが発送されます。

※発送はお申込みの翌月下旬になります。



③ プログラムスタート

ご自身で禁煙にチャレンジしてください。



お問い合わせ

【プログラムに関すること】

株式会社リンクージ
サポートデスク
TEL: 0120-33-8916
メール: sd@linkage-inc.co.jp

【その他】

全国印刷工業健康保険組合
保健推進課
TEL: 03-5834-3180

健康経営優良法人 2024 に 8 社が認定されました

令和 6 年 3 月 11 日、経済産業省より健康経営優良法人 2024 が公表されました。
当組合からは、「中小規模法人部門」に申請していた 8 社が認定されました。おめでとうございます。



- | | |
|------------------|----------------------------|
| 足利印刷株式会社 (栃木県) | 朝日印刷工業株式会社 (群馬県) |
| 株式会社ニシカワ印刷 (埼玉県) | 株式会社太陽堂印刷所 (千葉県) |
| シーレックス株式会社 (東京都) | 株式会社東京ポリエチレン印刷社 (東京都) |
| 株式会社ニシカワ (東京都) | 寿精版印刷株式会社 (大阪府) プライト 500※ |

※プライト 500 とは、中小規模法人部門のうち上位 500 法人に贈られる称号です。 (都道府県コード順)

健康経営優良法人へ申請するためには、「健康企業宣言」をしたうえで、「銀の認定」を受けることが必要です。
「健康企業宣言」の詳細については、印刷健保ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】保健推進課 (内線 411~415)

保険証の廃止について

令和 6 年 12 月 2 日をもって保険証の廃止が決定しました。今後、医療機関に受診される際にはマイナ保険証のご利用をお願いします。マイナンバーカードの交付を受けていない方、マイナンバーカードをお持ちでもマイナ保険証の登録がお済みでない方は、お早めにご手続きをお願いします。

なお、保険証の廃止に当たり、ご自身の資格情報を簡易に把握いただくとともに、情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナ保険証を利用いただけることを目的として、当組合で保有している個人番号下 4 桁を含む個人情報、**「資格情報のお知らせ」**としてご加入者様宛に送付する予定です。発送時期等については、改めてご案内いたします。



【お問合せ先】適用課 (内線 311~319)

被扶養者が就職し社会保険を取得した際には、健保組合への届出をお忘れなく

健康保険法では、被扶養者として認定されるには主として被保険者により生計を維持されていることが必要です。就職等により新たにご自身で健康保険の資格を取得した場合は被扶養者として加入できませんので、被扶養者からの削除の手続きを印刷健保へお願いします。

4 月は就職等による異動が多い季節ですので、お届漏れの無いよう今一度ご確認ください。



【お問合せ先】適用課 (内線 311~319)

ホームページリニューアルのお知らせ

令和 6 年 4 月よりホームページをリニューアルしました。新しいホームページは使いやすさを追求し、「手続き・申請から探す」「給付から探す」など、目的に合わせて情報にアクセスできるレイアウトへと一新していますので、ぜひご覧ください。



トップメニュー
「申請書一覧」からは、各種申請書のダウンロードができます。

ニュース&トピックス
当組合からのお知らせや各種イベントの案内、医療保険制度の動向など、最新の情報を掲載します。

医療費が高額になったときや出産したときなど、目的に合わせて情報にアクセスできます。

リニューアル後の URL
<https://www.insatukenpo.or.jp/>

令和 6 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

令和 6 年度の印刷健保の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、360 千円となります (令和 5 年度の 340 千円から変更されます)。

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

- ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ② 前年度 9 月 30 日時点における全ての印刷健保被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

令和 5 年 9 月 30 日時点における全ての印刷健保の被保険者の標準報酬月額の平均額は 351,953 円となり、この額は、標準報酬月額の第 35 級：360 千円に該当します。

【お問合せ先】適用課 (内線 311~319)

保健師による 無料健康相談

皆さんの健康づくりをお手伝いします。健康管理ご担当者様からのご連絡をお待ちしております。

【お問合せ先】
保健推進課 (内線 417~418)
E-mail : kenkousoudan@insatukenpo.or.jp



オンラインで全国どこからでも相談できます。



- ・定期健康診断後の事後フォローのお手伝い
 - ・健診結果の見方を知りたい
 - ・健康について気になることがある
 - ・健康的なダイエットにチャレンジしたい！
- などなど